

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名：鳥取県
農業委員会名：米子市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,756 ha	149 ha	3.90%
課 題	農地利用状況調査の実施と遊休農地の所有者への意向調査が必要		

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積		20 ha
		目標案設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導、及び農地中間管理機構と連携し、遊休農地面積の解消を目指す。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期
		8月～12月		40 人
	調査方法	1.管内全域を調査区域とし、道路からの目視による、巡回調査を実施 2.調査区域を35地区に区切り、担当の農業委員及び農業委員会職員が確認調査を実施し、写真を撮り、地図等に記録する。		
	遊休農地への指導	実施時期:4月～3月		

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積		20 ha
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期
		8月～12月		40 人
	調査方法	1.管内全域を調査区域とし、道路からの目視による、巡回調査を実施 2.調査区域を35地区に区切り、担当の農業委員及び農業委員会職員が確認調査を実施し、写真を撮り、地図等に記録する。		
	遊休農地への指導	実施時期: 4月～3月		

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	農家数	3,545戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	323戸	83経営	— 法人	— 団体
	農業生産法人数	15法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、対象者に周知を図り、担い手を確保する。				

※ 農家数等は2010年農業センサスから抜粋

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	3 経営	— 法人	— 団体
	目標案設定の考え方:担い手育成に取り組んでいる関係機関と連携し、当該目標の達成を目指す。		
活動計画案	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、関係機関と連携して認定の推進活動を行う。	—	—

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	3 経営	— 法人	— 団体
活動計画	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、関係機関と連携して認定の推進活動を行う。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		3,601 ha	532 ha
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の発生、農地の分散等により農地の確保・有効利用を図ることが困難になっている。		

※ 管内の農地面積は市街化区域を除く農地総面積

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 20 ha
	目標案設定の考え方:担い手への利用集積を図るため、関係機関と連携し目標の達成を目指す。
活動計画案	円滑な権利移動が出来るよう、農業委員会報、農地相談等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。 農地の利用集積に向けた掘り起こしや利用状況調査の結果を基に担い手への利用集積に向けたあっせん活動を行う。 農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の集積を図る。

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 20 ha
活動計画	円滑な権利移動が出来るよう、農業委員会報、農地相談等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。 農地の利用集積に向けた掘り起こしや利用状況調査の結果を基に担い手への利用集積に向けたあっせん活動を行う。 農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の集積を図る。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3,756 ha	0.41 ha	0.01%
課 題	遊休農地化した土地の違反転用や建設残土等の不法投棄等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題になっている。		

転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積	0.41 ha
	目標案設定の考え方:違反転用は、毎年発生しており、これらを発生年度に確実に解消し、既存の違反転用についても解消を目指す。	
活動計画案	農業委員会報や市ホームページ等による周知を図る。 農地パトロールによる早期発見、早期是正に努める。 違反転用者に対して是正指導を行う。	

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	意見なし
活動計画案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積	0.41 ha
活動計画	農業委員会報や市ホームページ等による周知を図る。 農地パトロールによる早期発見、早期是正に努める。 違反転用者に対して是正指導を行う。	